

地方就職支援金支給の手引き



大田原市 総合政策部 政策推進課

メール：seisakusuishin@city.ohawara.tochigi.jp

電話：0287-23-8793

◎ 地方就職支援金とは？

- ・ 東京圏内の大学を卒業した学生の本市への移住を伴う県内就職を支援するため、栃木県と共同して行う「地方就職学生支援事業」を実施しています。
- ・ 県内企業の内定を受け、本市に移住する方のうち、要件を満たす方に、就職活動に要した公共交通機関の交通費として、地方就職支援金を次のとおり交付します。

支援金額：5,390円

支援金について注意事項があります。

次のページをご確認ください。



支援金の支給に関する注意事項

- 予算の範囲内での支給となります。
- 1人につき1回のみの支給となります。
- 1回の往復の交通費の額（企業から交通費の支給がある場合は、その額を差し引いた自己負担額）が5,390円に満たない場合は、その額（10円未満を切り捨て）を限度とします。
- 交付した支援金を返還していただく場合もあります。詳細は、13ページの返還制度についてご覧ください。

◎ 地方就職支援金の要件は？

1. 「移住元に関する要件」
2. 「移住先に関する要件」
3. 「就業に関する要件」
4. 「その他の要件」

1. ～4. の全ての要件を満たす必要があります



1. 移住元に関する要件

次の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内の大学に在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。
- ② 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。

移住元の要件について注意事項があります。
次のページをご確認ください。



1. 移住元に関する要件（注意事項）

- 対象となる大学・学部は市ホームページ「大田原市地方就職支援金」で
ご確認ください。



- 申請時点で既に東京圏から転出している場合には、支援金の対象外となります。
- 東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち、条件不利地域
(下記の表を参照)として指定された次の市町村以外の地域をいいます。

都県	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町、清川村

2. 移住先に関する要件



次の全ての要件を満たす必要があります

- ① 申請時点で、栃木県内に所在する企業に就職することが内定していること（※）。
- ② 卒業後に①の内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること（本市に移住しなかった場合は13ページのとおり支援金返還の義務が生じます）。

※企業への就職活動の実施日は**6月1日以降**である必要があります！

企業からの正式な内定日は **10月1日以降**である必要があります！

3. 「就業に関する要件」



次の全ての要件を満たす必要があります

- ① 勤務地が栃木県内に所在すること（※1）。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- ⑤ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
- ⑥ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ⑦ 当該地域への勤務地限定型社員（※2）としての採用であること（※3）。

※1. 勤務地が栃木県内に所在すれば、本社等が県外に所在する場合でも支援金の対象となります。

※2. 栃木県内でのみ勤務する社員のことを指します。

※3. 勤務地が栃木県内にしか所在しない等、勤務地限定型社員と同等の勤務条件であれば、要件を満たします。

4. 「その他の要件」

- ① 暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他市長が支援金の対象として不適當と認めた者でないこと。



この事業は、栃木県と本市が連携して実施しています。
地方就職支援金の審査があり、要件に該当しない等の理由
で、地方就職支援金が不交付となることがあります。

◎ 地方就職支援金の申請手続きは？

【申請が可能になる時期】

以下を満たした日以降に申請することができます。

- 正式な内定を受けた日（10月1日以降である必要があります）

【申請期限】

以下の日以降は、申請ができなくなります。

- 市が指定する申請期限を過ぎた日（通常、2月頃とします。）
- 東京圏から転出した日



◎ 地方就職支援金の申請手続きは？

【申請の流れ】

以下のような手順での申請をお願いいたします。

1. 支援金の要件（本資料4～9ページ）を確認し、ご自身が支援金の対象となることをご確認ください。
2. 申請用書類（本資料12ページ）をご確認の上、書類を揃えてください。
3. 申請用書類に漏れがないことをご確認の上、政策推進課（0287-23-8793）までご相談ください。
4. 申請用書類を、政策推進課宛てにご提出ください。提出方法は、窓口での直接の提出、又は、郵送のいずれかとします（提出先は本資料14ページ）。
5. 政策推進課から交付決定の可否を通知しますので、1週間程度お待ちください。
6. 支援金の交付が決定された場合、請求書をお送りします。請求書に同封する案内通知や記載例を参考に請求書を作成し、政策推進課宛てにご提出ください。提出方法は、窓口での直接の提出、又は、郵送のいずれかとします。

【必要書類】

申請の際には、以下の書類が必要となります。

これら書類の様式（①、②、③、④）は、市ホームページ「大田原市地方就職支援金」のページからダウンロードしてください。



- ① 大田原市地方就職支援金交付申請書（様式第7号）
- ② 大田原市地方就職支援金に関する誓約書（様式第8号）
- ③ 大田原市地方就職支援金に係る個人情報の取扱いに関する同意書（様式第9号）
- ④ 内定証明書（様式第10号）
- ⑤ 移住元の住民票又は賃借契約書の写し（東京圏に居住していることがわかるもの）
- ⑥ 在学証明書の原本（卒業学年である確認がとれるもの）
- ⑦ 交通費の領収書等の写し（交通費として要した金額がわかるもの）
- ⑧ 支援金の振込先の通帳の写し（金融機関名、支店等名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの）
- ⑨ 本人確認ができる書類（運転免許証等のコピー）
- ⑩ その他市長が必要と認める書類

必要書類がそろいましたら、市役所政策推進課まで、郵送又は直接での提出をしてください（郵送先は14ページをご覧ください）。

◎地方就職支援金には返還制度があります!!

以下のいずれかの項目に該当する場合には、地方就職支援金の交付決定の一部または全部が取り消しとなります。その場合には、交付した地方就職支援金を市へ返還していただきます。（雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合を除く。）

【全額の返還】

- ✓ 虚偽の申請等をしたとき
- ✓ 申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職に就業しなかったとき
- ✓ 申請日から1年以内に本市に転入しなかったとき
- ✓ 就業日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき（退職日から3月以内に栃木県内の別の企業に就業する場合を除く）
- ✓ 転入日から3年を満たさずに本市から転出したとき

【半額の返還となる場合】

- ✓ 転入日から3年以上5年以内に本市から転出したとき

支援金を申請する際には、事前に下記までご相談ください。

大田原市 総合政策部 政策推進課 政策推進係

T E L 0287-23-8793

E-M A I L seisakusuishin@city.ohatawara.tochigi.jp

支援金の申請（郵送）先

〒324-8641

栃木県大田原市本町1-4-1

大田原市役所本庁舎6階 政策推進課 政策推進係